

こどもの性被害を防ぐために 保護者の皆さまにお願いしたいこと

1 こどもの権利について知ること



こどもの権利を学ぶことで、こどもは、危険に対して「いや」と言いやすくなると考えられます。
保護者の皆さまも、こどもたちと一緒に
こどもの権利についてご理解をお願いします。



参考パンフレット

ちかごろよく聞く こどもの権利って！？
(こども家庭庁)

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/childrights>



「生命(いのち)の安全教育」

こどもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教材です(文部科学省)

URL: https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index2.html



2 こどものサインに気づくこと



こどもは、性暴力を受けても、被害を訴えることが難しいケースが多いです。

こどもが見せるサインを見逃さないよう、日頃からこどもの様子に目を配ってください。



参考パンフレット

こどもたちのためにできること
～性被害を受けたこどもの理解と支援～
(内閣府・こども家庭庁)

URL: https://www.cao.go.jp/policies/no_violence/toolbox/pdf/pamphlet_nijid.pdf



性被害に関する ご相談はこちらへ

こどもから被害の相談があった場合、異変を感じた場合、相談してよいかわからない場合でも、悩まず相談してください。

誰からの相談かや、相談の内容に関する情報は、厳格に取り扱います。
相談したことで、不利益を受けることはありません。

【事業所ごとの欄】

● 相談窓口 (内部)

児童発達支援・放課後等デイサービス 森の妖精

担当責任者：管理者

TEL：052-611-6115

● 相談窓口 (外部)

性暴力救援センター日赤なごや「なごみ」

TEL：052-835-0753

#8891 (24時間365日)

● 第三者相談窓口

名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」

子ども専用：0120-874-994

大人・関係機関：052-211-8640

こども性暴力防止法の詳細については、
こども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

URL: <https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouryoku/>

こども性暴力防止法

検索 🔍

こども家庭庁





こどもの性被害を防ぐために 【森の妖精】の取組



◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な活動」なども含まれます。森の妖精では、こどもの安心・安全を守るため、日頃から予防と早期発見に取り組んでいます。

起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
 - ・ 相談窓口の設置
 - ・ 従業者への研修
- などを実施しています。



職員の性犯罪前科を確認しています

性犯罪前科確認制度に基づき、こどもと接する業務に従事させる職員について確認を行っています。

(個別の確認結果は、法律上お伝えできません。)



◆ 森の妖精の職員は「不適切な行為」は行いません

性暴力につながる「不適切な行為」として、次の行為を定めています

- ・ 支援上必要のない、抱きつき・キス・身体への接触
- ・ 胸、臀部、陰部などプライベートゾーンへの不必要な接触
- ・ 子どもを膝の上に座らせるなど、必要以上に密着する行為
- ・ 着替え、排泄介助等の際に、必要以上に身体を見たり触れたりすること
- ・ 職員と子どもが、必要な理由なく密室や死角で二人きりになること
- ・ 職員個人の携帯電話で、子どもの写真・動画を撮影すること
- ・ 職員個人のLINE、SNS、メール等で子どもと私的に連絡を取ること
- ・ 性的な話題、からかい、不快・羞恥・不安を与える言動



※ 安全確保、医療的対応、排泄・更衣等、支援上必要を身体接触については、本人への説明・同意に配慮し、必要最小限の範囲で行います。

◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら



こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事業にかかわっていない保護者の皆様にもご説明します。ただし、被害児童やご家族のプライバシー保護および二次被害防止のため、必ずしも事案発生直後に説明を行わない場合があります。

お願い

うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

被害や疑いに関する情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。うわさが広がると、被害を受けたこどもやそのご家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。



このようなプライバシーにかかわる内容を不用意に広めた場合、法的に問題となる可能性があります。

